

令和3年(2021年)11月17日
枚方市提供

報道機関 各位

新型コロナワクチンの保管期限を超過したワクチンの接種について

このほど、新型コロナワクチン接種において、保管期限を超過したワクチンを誤って接種するという事案が発生しましたので、下記のとおり報告するものです。

今後ワクチン接種においてこのような事案が発生しないよう、再発防止に努めてまいります。

記

1. 発生日 令和3年(2021年)10月18日(月)及び同月30日(土)
2. 事実把握日 令和3年(2021年)11月8日(月)
3. 被接種者 10歳代から60歳代 合計8名 ファイザー社製ワクチン接種
4. 経過 11月5日に当該医療機関から本市に対してワクチンの保管期限について問い合わせがありました。本市はファイザー社製ワクチンを医療用冷凍庫(マイナス25℃からマイナス15℃)で保管する場合、保管期限は14日間であり、その後冷蔵庫(2℃から8℃)で保管する場合は更に31日間延長される旨を説明しました。11月8日に当該医療機関が保管期限と接種者との対照を行ったところ、保管期限を2日間過ぎた10月18日に3名、保管期限を14日間過ぎた10月30日に5名の接種を行っていることが分かり、本市へ報告がありました。
本市より当該医療機関へ原因について確認を行ったところ、当該医療機関がワクチンの保管期限の確認を怠ったため発生したものと判明しました。
5. 対応について
被接種者に対し、当該医療機関による十分な体調管理、経過観察に努めており、現在のところ、被接種者に副反応などは認められておりません。また、今後、当該医療機関において抗体検査を実施するなど観察を行ってまいります。
6. 再発防止について
新型コロナワクチン接種を実施する市内医療機関に対し、ワクチンの保管期限について改めて周知を行うとともに、ワクチンの適正管理について徹底を図ってまいります。

<問い合わせ>

健康福祉部 新型コロナワクチン接種対策室
TEL072-841-1221 代